

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本産婦人科医会 御中  
公益社団法人 日本産科婦人科学会

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供について（依頼）

母子保健行政の推進につきましては、平素より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
現在、妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）については、平成27年厚生労働省告示第226号「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（以下「厚生労働省告示」という。）に基づき、国が地方交付税措置を行い、市区町村が14回程度の妊婦健診費用の公費負担を行っているところで

す。  
厚生労働省としては、厚生労働省告示で示した検査項目の実施を推奨しておりますが、市区町村において必ずしもすべての検査項目に対して公費負担が実施されている状況ではないこと（令和4年4月時点で、厚労省告示の検査項目をすべて実施している市町村は86.3%）、個々の医療機関において必要に応じて追加的な検査が実施される場合があること等から、妊婦健診に係る費用負担等の実態等を把握するため、厚生労働省の国庫補助事業である令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業」において、公益社団法人日本産婦人科医会の御協力のもと、全国の妊婦健診実施機関に対し実態調査を実施いたしました（別添1）。

当該調査において、血算検査、超音波検査、サイトメガロウイルス感染症検査などが追加的に実施される場合があること、2割超の医療機関では事前に妊婦健診の費用が提示されていないことや、7%の医療機関では追加的な検査の内容について説明していないこと等が報告されています。

妊婦自身による適切な健康管理を促す観点から、下記のとおり、妊婦健診の項目や費用についてのわかりやすい情報提供についてご協力をお願いいたします。なお、別添2の通り、都道府県及び市区町村に対して、妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について、依頼している旨を申し添えます。

また、別添3のとおり厚生労働省告示において、妊婦健診の実施時期及び回数並びに内容等について示しておりますが、各市区町村の公費負担については、必要に応じて、各市区町村にご確認いただきますようお願いいたします。厚生労働省としても、引き続き、妊産婦への切れ目のない支援を推進して参ります。

記

1. 妊婦の方々が、妊婦健診にかかる費用を適切に把握できるよう、各医療機関で実施する検査とその費用について、ホームページ、リーフレット等わかりやすい形で提示できるよう工夫をす

ること。また、口頭で説明する際は、初回受診時だけではなく、たとえば自己負担が発生する際など、必要に応じて、適宜、情報提供を行うこと。

例) 妊婦健康診査 1回 〇〇〇〇円  
血算検査 1回 〇〇〇〇円  
超音波検査 1回 〇〇〇〇円 等

2. 各市区町村の公費負担の内容を妊婦健診受診券やホームページ等で確認の上、妊婦の費用負担が生じる場合には、その内容及び費用について説明すること。

以上

- 別添1 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査」の結果概要（医療機関・市区町村）

※当該研究の報告書については、令和5年4月10日に補助事業者（野村総合研究所）のウェブサイトに掲載予定。

[https://www.nri.com/jp/knowledge/report/1st/2023/mcs/social\\_security/0410\\_8](https://www.nri.com/jp/knowledge/report/1st/2023/mcs/social_security/0410_8)

- 別添2 妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について（依頼）

- 別添3 「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年厚生労働省告示第226号）

（参考）妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176691\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176691_00004.html)

（照会先）厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
TEL：03-5253-1111（内線4975、4980）